

【外貨 ex】店頭外国為替証拠金取引約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新	旧
<p>第 6 条 (口座の開設および取引の適格要件)</p>	<p>1. お客様は、本取引を行うことを目的として、当社の所定の手続き（本人確認の手続き等を含みます。）に従い当社店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」口座（以下「本口座」といいます。）の開設の申し込みを行うものとします。 なお、本口座開設後、別途お手続きをさせていただくことで店頭通貨バイナリーオプション取引「オプトレ！」口座（以下「オプトレ！口座」といいます。）および<u>投資信託口座</u>の取引を開始することが可能です。</p>	<p>1. お客様は、本取引を行うことを目的として、当社の所定の手続き（本人確認の手続き等を含みます。）に従い当社店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」口座（以下「本口座」といいます。）の開設の申し込みを行うものとします。 なお、本口座開設後、別途お手続きをさせていただくことで店頭通貨バイナリーオプション取引「オプトレ！」口座（以下「オプトレ！口座」といいます。）の取引を開始することが可能です。</p>
<p>第 8 条 (口座の開設手続および名義)</p>	<p>1. 第 6 条に基づき当社がお客様の本口座の開設を承諾した場合、当社は、お客様に対して書面により本口座の口座番号および初期パスワード（以下「口座番号等」といいます。）を通知します。お客様は個別取引の開始時に口座番号等を入力し、入力された情報が、当社が書面により通知した口座番号等と一致した場合にのみ、初期パスワードから新たなパスワードへの変更が求められ、変更後に個別取引を開始することができます。なお、お客様は、生年月日、電話番号、同一数字等の他人から推測されやすい番号をパスワードに指定することは避けると共に、お客様の管理上の必要に応じ、一定期間ごとまたは不定期に、お客様の責任で、当社の所定の方法により変更するものとします。 なお、本口座とオプトレ！口座は同一の口座番号・パスワードとなり、いずれかのサービスでパスワードを変更した場合は、自動でその他のサービスのパスワードも変更されます。 <u>また、投資信託口座の取引パスワードは、外貨 ex 口座のログインパスワードと同一です。</u></p> <p>(省略)</p> <p>4. お客様が前二項の規定に違反すると当社が合理的に認めた場合には、当社は、お客様の口座の機能の全部もしくは一部を停止または閉鎖することができ、お客様はこれに異議を述べないものとします。また、当社が口座番号等の使用状況や入金者に関する事項等についてお客様に対して情報提供を求めた場合には、お客様は合理的な範囲でこれに応じるものとします。</p>	<p>1. 第 6 条に基づき当社がお客様の本口座の開設を承諾した場合、当社は、お客様に対して書面により本口座の口座番号および初期パスワード（以下「口座番号等」といいます。）を通知します。お客様は個別取引の開始時に口座番号等を入力し、入力された情報が、当社が書面により通知した口座番号等と一致した場合にのみ、初期パスワードから新たなパスワードへの変更が求められ、変更後に個別取引を開始することができます。なお、お客様は、生年月日、電話番号、同一数字等の他人から推測されやすい番号をパスワードに指定することは避けると共に、お客様の管理上の必要に応じ、一定期間ごとまたは不定期に、お客様の責任で、当社の所定の方法により変更するものとします。 なお、本口座とオプトレ！口座は同一の口座番号・パスワードとなり、いずれかのサービスでパスワードを変更した場合は、自動でその他のサービスのパスワードも変更されます。</p> <p>(省略)</p> <p>4. お客様が前二項の規定に違反すると当社が合理的に認めた場合には、当社は、お客様の口座の機能の全部もしくは一部を停止または解約することができ、お客様はこれに異議を述べないものとします。また、当社が口座番号等の使用状況や入金者に関する事項等についてお客様に対して情報提供を求めた場合には、お客様は合理的な範囲でこれに応じるものとします。</p>

<p>第 13 条 (証拠金の振替)</p>	<p>1. オプトレ！口座、<u>投資信託口座</u>をご利用のお客さまは、お客さまが本口座に預託している証拠金の額が、当社が定める額を超えている場合は、その超えている額の全部または一部の円貨を、当社が定める方法によりお客さまのオプトレ！口座<u>または、投資信託口座</u>へ振り替えることができます。</p>	<p>1. オプトレ！口座をご利用のお客さまは、お客さまが本口座に預託している証拠金の額が、当社が定める額を超えている場合は、その超えている額の全部または一部の円貨を、当社が定める方法によりお客さまのオプトレ！口座へ振り替えることができます。</p>
<p>第 31 条 (免責事項)</p>	<p>1. 次に掲げる損害については、当社は、当該損害の原因について故意または重大な過失がない限り免責されることとします。</p> <p>(省略)</p> <p>(9) 本口座の機能の全部もしくは一部の停止、<u>閉鎖</u>または強制決済等に基づきお客さまに発生した損害。</p>	<p>1. 次に掲げる損害については、当社は、当該損害の原因について故意または重大な過失がない限り免責されることとします。</p> <p>(省略)</p> <p>(9) 本口座の機能の全部もしくは一部の停止、<u>解約</u>または強制決済等に基づきお客さまに発生した損害。</p>
<p>第 33 条 (本口座の停止または閉鎖)</p>	<p>1. 次の各号のいずれかに該当し、またはお客さまが第 21 条第 1 項、第 2 項に掲げる事項のいずれかに該当した時は、当社は本口座の機能の全部または一部を停止できるものとし、お客さまは停止された範囲において本口座での証拠金の出金、注文または決済等ができなくなります。</p> <p>(1) お客さまが当社に対し本口座、またはオプトレ！口座<u>または、投資信託口座</u>のいずれかの停止の申し入れをした時。</p> <p>(2) お客さまが本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の停止を通告した時。</p> <p>(3) 第 41 条に定める本約款および取引説明書の変更にお客さまが同意しない時。</p> <p>(4) お客さまが本約款第 6 条第 2 項に定める適格要件を欠く状態になったと当社が合理的に判断した場合。</p> <p>(5) オプトレ！口座<u>または、投資信託口座</u>が停止された時。</p> <p>(6) 当社により過誤入金がなされた時。</p> <p>(7) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると認めた場合。</p> <p>2. 次の各号のいずれかに該当した時は、本口座は<u>閉鎖</u>されることとします。</p> <p>(1) お客さまが当社に対し本口座、オプトレ！口座<u>または、投資信託口座</u>のいずれかの<u>閉鎖</u>の申し入れをした時。</p>	<p>1. 次の各号のいずれかに該当し、またはお客さまが第 21 条第 1 項、第 2 項に掲げる事項のいずれかに該当した時は、当社は本口座の機能の全部または一部を停止できるものとし、お客さまは停止された範囲において本口座での証拠金の出金、注文または決済等ができなくなります。</p> <p>(1) お客さまが当社に対し本口座、またはオプトレ！口座のいずれかの停止の申し入れをした時。</p> <p>(2) お客さまが本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の停止を通告した時。</p> <p>(3) 第 41 条に定める本約款および取引説明書の変更にお客さまが同意しない時。</p> <p>(4) お客さまが本約款第 6 条第 2 項に定める適格要件を欠く状態になったと当社が合理的に判断した場合。</p> <p>(5) オプトレ！口座が停止された時。</p> <p>(6) 当社により過誤入金がなされた時。</p> <p>(7) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると認めた場合。</p> <p>2. 次の各号のいずれかに該当した時は、本口座は<u>解約</u>されることとします。</p> <p>(1) お客さまが当社に対し本口座、オプトレ！口座のいずれかの<u>解約</u>の申し入れをした時。</p>

	<p>(2) お客さまが本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の<u>閉鎖</u>を通告した時。</p> <p>(3) 一定期間にわたり本口座の停止が継続した場合。</p> <p>(4) お客さまがマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために外国為替証拠金取引を行っている、または反社会的勢力の一員であると当社が合理的に判断した場合。</p> <p>(5) 当社がお客さまに通知した口座番号等を、共同で使用し、または他人に貸与もしくは譲渡した場合。</p> <p>(6) お客さまが本約款第6条第2項に定める適格要件を欠く状態になったと当社が合理的に判断した場合。</p> <p>(7) オプトレ！口座または、<u>投資信託口座</u>が閉鎖された時。</p> <p>(8) <u>お客さまが外国PEPs (Politically Exposed Persons の略。外国の政府等において重要な地位を占める者 (外国の国家元首等) とその地位にあった者、それらの家族および実質的支配者がこれらの者である法人を指します。) に該当することが判明した場合。</u></p> <p>(9) <u>前各号の他、やむを得ない事由により、当社が本口座を存置することが不適切であると認めた場合。</u></p> <p>(省略)</p> <p>4. 本口座が閉鎖される場合において、お客さまが当社と行う本取引のポジション (建玉) が残存する時、またはお客さまの当社に対する債務が残存する時は、残存するポジション (建玉) を、お客さまの計算において反対売買等により決済した上で、本約款第22条および第24条に定めるところに従い、当社とお客さまの間の債権債務を清算するものとします。なお、かかる清算を行っても残債務が残る場合には、お客さまは当社に対して、直ちに弁済を行うものとします。</p>	<p>(2) お客さまが本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の<u>解約</u>を通告した時。</p> <p>(3) 一定期間にわたり本口座の停止が継続した場合。</p> <p>(4) お客さまがマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために外国為替証拠金取引を行っている、または反社会的勢力の一員であると当社が合理的に判断した場合。</p> <p>(5) 当社がお客さまに通知した口座番号等を、共同で使用し、または他人に貸与もしくは譲渡した場合。</p> <p>(6) お客さまが本約款第6条第2項に定める適格要件を欠く状態になったと当社が合理的に判断した場合。</p> <p>(7) オプトレ！口座が<u>解約</u>された時。</p> <p>(8) <u>前各号の他、やむを得ない事由により、当社が本口座を存置することが不適切であると認めた場合。</u></p> <p>(省略)</p> <p>4. 本口座が解約される場合において、お客さまが当社と行う本取引のポジション (建玉) が残存する時、またはお客さまの当社に対する債務が残存する時は、残存するポジション (建玉) を、お客さまの計算において反対売買等により決済した上で、本約款第22条および第24条に定めるところに従い、当社とお客さまの間の債権債務を清算するものとします。なお、かかる清算を行っても残債務が残る場合には、お客さまは当社に対して、直ちに弁済を行うものとします。</p>
(記載なし)	<p><u>第41条 (外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA))</u> <u>米国政府および日本政府からの要請により、当社は、お客さまが外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) 上の報告対象として以下の(1)、(2) または(3) に該当する場合および該当する可能性がある当社が判</u></p>	<p><u>(記載なし)</u></p>

<p>断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報（氏名／名称、住所／所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、本約款の定めにより、お客さまの当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</p> <p><u>(1) 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織。</u></p> <p><u>(2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の組織。</u></p> <p><u>(3) FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条および 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）</u></p>	
--	--